

きらりとマクマク

第31号

特集

「就労移行支援事業」

について



就労移行支援

働く自信
ないなあ

どんな仕事
いいだろう？

今回は「就労移行支援事業」（※以下移行支援）についての特集です。

これから就職を考えておられる方の中には、「どんな仕事がいいかわからない」、「働く自信がない」など仕事への不安から働く前に準備や訓練を希望される方もいらっしゃるかと思います。

移行支援はこうした働く前の訓練から、就職活動、そして就職後までの支援を行う事業なのです。

移行支援は障害者総合支援法という法律に基づいた障害福祉サービスのひとつで、平成 18 年より始まりました。

その事業内容は「企業等への就労を希望する者に対し、就労に必要な訓練、求職活動の支援、職場開拓、就労後の支援などを行う事業」とされています。つまり、就職に向けた様々な訓練、就活支援（履歴書作成や面接同行）、職場開拓（仕事を探す支援）、そして就職後は職場訪問や職場との連絡を行い、仕事が続けられるように支援することが移行支援です。準備から就職後までを一貫して支援を行うのがその特徴です。

利用するには？

- 利用申請 お住まいの市役所で申請
- 申請条件 18 歳以上 65 歳未満の障害者
企業等への就職を企業等への就職を希望するもの
- 利用期限 **利用期限は 2 年間**（状況により最大 1 年の延長可能）
2 年間訓練をしないとイケないわけではなく最長が 2 年（※延長の場合 3 年）という意味です。したがって 2 年以内の就職も可能です。

* 障害者であることの証明としては、障害者手帳が一般的ですが、手帳がない場合は診断書なども有効です。

選ぶポイント

移行支援は全国で約 3000 事業所、大阪府下だけでも約 300 事業所あるため、どこを選べばよいのか迷われる方のためにポイントを整理してみました。

通いやすさ

一定期間の通所になるので自宅から通うことができる範囲で探す必要があります。原則移行支援では**交通費は自己負担**になるため、お財布とも相談が必要です。なお、移行支援の中には送迎サービスを行っているところもあります。

昼食の有無

日々の昼食については自分で準備をする必要がある事業所と一定の料金を払えば食事を提供してくれる事業所があります。

訓練メニュー

移行支援の訓練内容は事業所によって様々です。作業訓練として、事務、販売、製造、清掃などを行うところもあれば、資格取得のための学習やコミュニケーションの訓練、自己理解を深めたり、ビジネスマナーや一般常識を学ぶなど、事業所によって内容は違います。どのようなメニューが自分に必要なのか、関心があるのか、訓練として**モチベーションをもって続けられそう**なところを探してみましょう。なお作業訓練の場合、工賃が発生することもありますので、気になる方はそうした点も事業所に確認してみてください。

就労実績

移行支援利用の目的は「就職」と「就労定着」です。そのため、移行支援からどの程度の人が実際に就職できているかどうかはとても重要です。いくら立地や訓練メニューがよくても、実際に就職できるかどうかということはやはり大切になります。就労実績に関しては大阪府の HP に掲載されています。



大阪府 HP

人

最後のポイントは**ズバリ「人」**です。これからあなたを支援する担当者や、事業所のスタッフ、同じように就労を目指す利用者など、これから通う移行支援の人との出会いも大切です。これまでのあなたの働く上での、あるいは人生における苦労や悩みを理解し、ともに歩んでいくためにはよき理解者（支援者）が欠かせません。また同じような苦労や目標を持った仲間に出会い、様々な思いを分かち合うという経験も他ではなかなか得難いものです。

そのためには**信頼できる「人」**が欠かせないのです。



働けるようになるためには、できることを増やしたりスキルアップしたりすることは大切です。ただそれと同じくらい、自分はどんなことが苦手とどんなことで不調になるのか裏を返せば自分の安心できる環境や働き方はどんなものなのか、ということについて考えることも働き続ける上で大切です。うまくいかないことや不安を減らす意味でも「安心して失敗できる場所」というのも**移行支援の大事な役割**のひとつだと「きらりとてくてく」は考えます。

以上、移行支援について見てきました。

移行支援では利用契約前に見学や体験利用を行っているところがほとんどです。直接問い合わせも可能、ですが日頃から相談できる人がおられる場合は一緒に見に行ってみるのも有効です。

就職前から就職後までの道のりをともに歩める、良い事業所を見つけるのに本特集がお役に立てば幸いです。



就労定着支援

「就職すること」と同じくらい重要なこととして「仕事を続ける」ということがあります。せっかく苦労して就職しても続かなければ水の泡。職場で安定して働き続けることを「就労定着」その支援を「就労定着支援」と言います。

移行支援は就職すると原則解約になりますが、就職後6ヶ月間の定着支援を行うことも法律で定められています。

6ヶ月が経過すると今度は「就労定着支援事業」(以下「定着支援事業」)という事業の利用が可能になります。定着支援事業は最長3年の利用が可能なので、就職から3年半までは定着支援事業を通じて働き続けるための支援が利用できます。

3年半経過後も支援が必要な場合、定着支援事業は使えなくなりますが、引き続き支援を継続している事業所もあれば、障害者就業・生活支援センターなどの他機関に引き継ぐ事業所もあります。多くの定着支援事業所は移行支援

も行っているので移行支援利用時にこうした就職後のフォロー体制を確認しておくことも移行支援を選ぶポイントの1つです。



バックナン
バーは
こちらから



次号予告

次号は「ハローワーク求人票の見方」をテーマにする予定です。